

収容・送還に関する専門部会 第8回会合会議録

令和2年5月22日（金）
午前10時～午後0時
最高検察庁大会議室

出席者（敬称略）

- 収容・送還に関する専門部会
安富部会長，明石委員（※），大橋委員，川村委員（※），高橋委員（※），
高宅委員（※），寺脇委員，野口委員（※），宮崎委員（※），柳瀬委員（※）
- 出入国在留管理庁
佐々木長官（※），高嶋次長（※），佐藤審議官（※），石岡出入国管理部長（※），
東山総務課長（※），磯部審判課長，岡本警備課長，片山参事官，本針難民認定室長，
林警備調整官
- オブザーバー
国連難民高等弁務官駐日事務所 川内副代表（※）

（注）氏名の後ろに（※）を付した委員及びオブザーバー等は，オンラインにより参加したもの。

事務局 本日も御多忙のところお集まりいただきまして，誠にありがとうございます。
ただいまから「収容・送還に関する専門部会」第8回会合を始めさせていただきます。
本日の会合は，現在の状況に鑑みまして，オンライン会議システムを使った開催とさせていただきます。
本日は委員全員の出席を頂いておりまして，法務省には，安富部会長，大橋委員，寺脇委員にお越しいただいております。それから，オンラインで明石委員，川村委員，高橋委員，高宅委員，野口委員，宮崎委員，柳瀬委員，オブザーバーのUNHCRの川内様に御参加いただいております。
冒頭，前回の会合後に難民認定室長の交代がございましたので，御挨拶させていただきます。

本針難民認定室長 4月に難民認定室長に着任いたしました本針と申します。よろしくお願いたします。

事務局 引き続き部会長からお願いします。

安富部会長 それでは、「収容・送還に関する専門部会」第8回会合を始めます。

前回の会合から日が空いてしまいましたが、その間、委員の皆様におかれましては、部会長私案として作成された提言骨子案に対して貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

本日は、いただいた御意見を踏まえまして、本専門部会としての提言とその説明等を盛り込んだ報告書案を準備いたしました。本日はこの報告書案を基に、本専門部会の報告書取りまとめのための議論を行ってまいりたいと思います。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、出入国在留管理庁において入管施設における感染防止対策を講じているところでございます。収容の在り方にも関係するところでございますので、その取組について、この後、出入国在留管理庁から御説明を頂きたいと思っております。

安富部会長 それでは、報告書案の議論に先立ちまして、入管施設における新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、出入国在留管理庁から御説明をお願いしたいと思っております。

岡本警備課長 本日、資料として皆様にお送りをしております「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に関しまして、御説明申し上げます。

これは、法務大臣政務官を座長として省内に設置されましたタスクフォースにおいて、専門家の御助言を頂いて、感染防止マニュアルということで作成をしたものでございます。4月30日に第1版として取りまとめ、その後、ホームページで公表をしてございます。御助言を頂いた専門家の方々は、元陸上自衛隊科学学校長、弁護士、あるいは感染症を専門とする医師といった方々でございます。

入管施設と題してありまして、収容施設のほか、空港等出入国港や在留申請窓口といったところも対象にしているところでございますが、第4編というところで収容施設における感染防止に関することを記載しております。

詳細は時間の関係で割愛いたしますけれども、対策として執っていることは、職員のマスク着用や手指の消毒などを徹底することはもとより、外からのウイルスの持込みをとにかく防止するというところでございまして、新規に入所する人について2週間程度分離をして収容すること、仮に発熱あるいは感染の疑われる症状が出た場合には直ちにほかの被収容者から分離をして収容することのほか、施設の密集防止等の観点から仮放免を積極的に活用することを盛り込んでございます。

安富部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問のある方がございましたら、お願いしたいと思います。

宮 崎 委 員 4月13日付で新型コロナウイルス対策に関する意見書を出ささせていただきました。その後、今の取りまとめがされているので、現在の提言について、コロナウイルス対策に関することを全面的に記載してほしいわけではないですけれども、収容状況は3密を前提とするものになっているので、更に対策を進めていただきたいということだけ付言させていただき、また、意見書を出ささせていただいているので、そのことについても引用した形を取らせていただければと思います。

岡 本 警 備 課 長 宮崎委員からも御指摘ありましたが、感染防止については十分に留意をして対策を執っております。御指摘があった密集回避という観点で収容人員を抑制するために、仮放免の活用を含めて対応を執っているところでございます。

安 富 部 会 長 それでは、提言骨子案に関する議論に入ってまいりたいと思います。
まず、前回会合後の提言骨子案に関する議論の状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事 務 局 現下の状況に鑑みまして、3月5日に予定されていた会合を延期いたしまして、これに代えて、提言骨子案を委員の皆様にお示しして、それに対する御意見を賜りました。

具体的には、まず、提言のたたき台となる部会長私案として作成された提言骨子案を委員の皆様にお送りいたしまして、それに対する御意見を頂きました。

さらに、これを踏まえまして、一部の委員からは追加の御意見を頂いております。この提言骨子案と、各委員から頂いた御意見につきましては、既に法務省のホームページにおいて公表済みでございます。

安 富 部 会 長 本日は報告書案を基に取りまとめのための議論を進めてまいりたいと思います。
この報告書案は、先ほど事務局から説明がありましたが、提言骨子案に対して委員の皆様から頂いた御意見を基に、私から事務局に指示をして作成させたものでございます。本専門部会において、この報告書案について更に御議論を頂いた上で、遅くとも6月の本専門部会の会合において取りまとめを行い、6月中には第7次出入国管理政策懇談会、いわゆる親委員会に報告をしたいと考えているところでございます。

それでは、報告書案の概要につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 本報告案の全体の構成について、御説明をさせていただきます。
5部構成になっております。第1として、1ページからでございますが、本専門部会の設置の趣旨と本専門部会における検討経過を記載しております。第2として、3ページからでございますが、第2回から第4回の会合で入管庁から説明

をした内容を中心として、送還、収容、仮放免に関する現状を記載しております。第3として、15ページでございますが、提言の前提となる基本的な考え方を記載しております。第4として、具体的な提言の内容を記載しております。それぞれの項目につきまして、まず枠の中で提言を記載し、枠の外でその提言に至る説明内容を記載するという構成を取っております。これらの提言の後には、各方策を検討する優先順位等について頂いた御意見を記載しております。第5が結びの記載でございます。

安 富 部 会 長 次に、本日、宮崎委員及びUNHCRから提出された資料がございますので、この資料についての何か補足的な御説明がございましたら、お願いしたいと思います。

また、各委員から頂戴しております意見書に関しては、後にそれぞれ該当する部分で御意見をいただくこととして進めてまいりたいと思います。

では、宮崎委員から御提出いただいた資料についての補足的な御説明があれば、お願いをしたいと思います。

宮 崎 委 員 議事の時間も限られていると思うので、読んでいただければ結構かと思っております。

安 富 部 会 長 それでは、UNHCR様からいかがでございますでしょうか。

川 内 副 代 表 こちらも、現在の新型コロナウイルスの状況に関しての資料でございますので、読んでいただければと思います。

安 富 部 会 長 御提出いただいた資料について何か御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようですので、報告書案の議論について、進めてまいりたいと思います。

まず、各委員お一人ずつ、報告書案全体についての御意見をお述べいただければと思っております。

明 石 委 員 全体的な印象だけですが、本専門部会の委員から提起された意見、論点は、反対意見も含みまして、ほぼ余すところなく、そのエッセンスが盛り込まれていると思います。包括的な内容を持つ報告書提言案が現時点で準備されていると考えます。細かい書き振り等については今後もすり合わせが必要かと思いますが、全般的には今申し上げたとおりです。

現時点でやはり改めて難しいと思うのは、これも専門部会の中で議論されてきましたけれども、収容・送還に先立って、難民認定手続や人道的配慮に関する現行の一連の入管行政の内容にまでこの専門部会で踏み込むのかどうか、それを切り離して収容・送還の在り方を考えてよいのかどうかという点です。私自身は切り離せないとは考えておりますが、現在の難民認定手続について徹底的に議

論することは、本専門部会ではできませんし、そういう趣旨でもありません。

ただ、そういう気持ちで改めてこの原案を読みますと、今回の報告書提言案は、収容・送還の問題にとどまらず、難民認定手続を含む入管行政の適正さを考えて、必要であれば見直すような契機になる、そのような内容、指向性を読み取ることができると考えております。

大 橋 委 員 今までの多様な意見を上手に過不足なく、骨子に基づいて、よくまとめられたと、事務局の苦勞がしのべれます。

川 村 委 員 全体的な印象としては、先のお二人の委員の先生方と同様で、議論を網羅的に、本当に御苦勞されておまとめいただきておりまして、大卒では非常にいい報告書になっていると思っております。

他方で、意見が分かれている点等の今後のすり合わせ、どういうふう調整していくのかが今後の課題と受け止めています。収容・送還という入管法の中でも柱のところをこのように真正面からやるということは大変に難しいことだと改めて考えておりますけれども、これまでの議論を踏まえて、更にいい報告書に仕上げていきたいと思っております。

それから、一点、新型コロナウイルスの影響によって、今後、入管行政あるいは国際情勢の変容が見込まれると思われませんが、このポストコロナウイルスに関する内容をこの報告書にどの程度入れ込んでいくのかというのは、先生方の御意見もお伺いしたいと思っております。

高 橋 委 員 これまでの先生方の御意見とほぼ同様でございます。包括的にこれまでの議論を踏まえておまとめいただいたと思います。その中で、体裁良くまとめるというのではなくて、意見が対立しているところは、率直に対立しているということと併記されているという点は、この問題の難しさを表していると思いますので、その部分を隠さないで表に出しているところは非常に意味のあることだと思えました。様々な問題がまだ残されていると思いますけれども、少なくとも、今後議論を続けていく上での一つの重要な手がかり、きっかけになるだろうという印象を持っております。

高 宅 委 員 全体として良く議論がまとまっていると考えており、意見書でも書きましたように、おおむね賛成です。一部の点、意見をつけていますが、全体としては大体これで良いのではないかと考えております。

寺 脇 委 員 これまでの議論、それから、皆様から出された意見、これを踏まえて、高橋先生が先ほどおっしゃったとおり、その対立点も含めて、様々な意見を反映して取りまとめていただいたと思います。部会全体の意見として妥当なものであると考えています。また、この議論を行うに当たりまして、当局から様々な資料の提供を頂きました。限られた時間の中で随分御尽力いただいたと思います。これに

についても感謝をしたいと思います。やはり制度に関するものでありますから、できるだけ速やかに取りまとめていかなければいけないものだと考えております。

野口委員 先生方がこれまでにお話をされてきたことに尽きると思っておりますが、振り返りますと、「難民認定制度に関する専門部会」の委員を務めさせていただいた際にも、やはり提言をまとめさせていただいたのですけれども、そのときにある委員の先生が、少数意見を付けたいとおっしゃられました。それに対して私は、平委員でしたが、提言というのは一つにまとまっていた方が美しい、親会議に戻すときに、意見がぶれているということを示すよりも、これが現段階での部会の方針なのだということにさせていただくのがいいのではないかと発言しました。先ほど高橋先生のお話にもありましたが、今回の議論は本当にまとめるのが難しい議論であったということもあり、提言をこのような形で、少数意見も非常に細かく正確に拾っていただいております。部会長と事務局の皆様のご丁寧かつ真摯な作業があったのだということに感動を覚えて、感謝を申し上げます。

願わくは、最後のところに書き込まれているとは思いますが、現行制度の下でも実施ができる提言については、どんどん実施をしていただきたいですし、また、少し時間をかけて議論を重ねていかなければならないところについては、議論を重ねて、より良いものにしていただきたいと思っております。本当に喫緊の課題だと思いますので、これを一つの契機として議論が進んでいくことを、参加させていただいた委員の一人として強く願っております。

宮崎委員 この報告書を読ませていただいて、いろいろな細かい論点まで拾っていただいて、感謝しております。まだ議論を尽くすべきところもあると思っておりますが、この10月に始まって、こんな6か月の間にどうやってまとめるのだろうと思っていたところ、更に途中でカルロス・ゴーン氏が海外へ逃走する事件が発生し、新型コロナウイルスが発生し、国際線は飛ばず送還もできないという状況で、議論の前提になる基礎的な状況まで変わってくるというようなとんでもない状況ではありますけれども、今の段階でのまとめというものの基礎になっていると思います。

細かい論点については、また後で述べさせていただきますが、構造上の問題だけで一つ指摘させていただくと、これ1章、2章、3章となっているのですけれども、第2のところに入管庁による事情説明があったとすれば、ヒアリングを行った方々の説明内容についても本文中に記載していただき、全体構造としては、両者の意見を聴いて取りまとめたという形にさせていただいた方が形としてきれいだと思います。

柳瀬委員 全体的に私としても、皆様と同じような意見でございます。

難民認定申請者と、それから、外国人労働者の特定技能の運用といったことが大きく変化しております。もっと外国人労働者からの難民認定申請が多くなる

かと思ったら、難民認定申請者数は減少し、外国人労働者も減少していく、その上、今回は新型コロナウイルスの感染拡大といった状況が起きております。一体、日本の外国人労働者に対してどのような動きになっていくのかということを懸念しております。

今収容されている人だけではなく、今後も、この提言が反映されたものが必要になっていくわけですので、できるだけ、今できるものは早く使っていただきたいし、必要なことをまとめていきたいと思っております。

安 富 部 会 長 それでは、報告書案についての御議論をいただきたいと思います。

先ほど、宮崎委員から全体の構成についての御意見もありましたが、本日のところは、まず報告書案の第4の提言の記載順に御意見を承ってまいります。修正意見等ございましたら、書面等でも頂いているところではございますが、御発言をいただければと思います。その上で、報告書案のそれ以外の部分、全体的な構成、既に御意見頂いたところでもありますが、それを踏まえて見直してまいりたいと思います。

なお、今回で全てということでは決してございません。次回の会合でも継続して議論を進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず、報告書案の16ページを御覧いただきたいと思います。報告書案の第4についてでございます。「1 送還を促進するための措置の在り方」、「(1) 本人の事情を適切に把握するための措置等」ということについてでございます。四角で囲った提言部分について皆様から御意見を頂きたいと思っております。

宮 崎 委 員 提言①については、意見としては、適正手続の原則であることについて明確にすべきというところと、仮放免されている子供が300人ぐらいいたということもあるので、当事者としての子供の生存とか教育、発達というような形で、子供を当事者として捉えた部分を児童の権利条約に近いところですけれども、もう少し入れられないかという意見を言わせていただいております。

また、三番目というか、これは川村先生も言われていた気がするのですが、退去強制を当然にされるような人たちの手続をできるだけ簡素化して、在留特別許可の部分だけを別に明確化できないかというところについても若干意見を加えさせていただきます。

安 富 部 会 長 詳細な見え消し版とそうでないものと両方頂いておりますので、これを踏まえて、事務局に指示してあるいはほかの委員の皆様からも御意見を聴いて、取りまとめてまいりたいと思います。今、宮崎委員からおおむね骨子を御説明いただいたかと思っております。

それでは、次に(2)ですが、「退去強制令書の発付を受けた者に対する自発的な出国を促すために考えられる運用上又は法整備上の措置」でございます。

ここについても宮崎委員から御意見を頂いておりますが、ポイントを宮崎委員からお話しいただけますか。

宮崎委員　この部分では、私自身、弁護士として裁判をやっておりますので、自発的な出国を促進するという部分はもちろん反対するものではありませんけれども、逆に、裁判を受ける権利、特に入管関係の裁判もありますし、難民関係の裁判、あるいは一般的な民事、家事、労働の裁判についても、一定の保護がされるような形で考えていただきたいというのを書き加えさせていただきました。

高宅委員　1と2全体についてですけれども、今の在留特別許可のガイドラインというものが、考慮要素だけで、全てのものを網羅しているものではないということもあるのですが、何が許可になるかということはかなり書いてあるのですが、何が許可にならないかということは余り書いていないのですね。裁量性を狭めるためには、どういう場合に許可になって、どういう場合に許可にならないか、つまり、許可にならない方ももう少し明確にしなければならないのではないかと気がします。特に、今の在留特別許可の考慮要素は、家族関係に偏っていますが、今の考慮要素以外の、例えば、本質的ではないかもしれませんが、ミスをして更新を忘れた場合にも、在留特別許可というのは結構なされていると思うのです。そういう意味では、今の在留特別許可の考慮要素というのが全てではないということが問題なのだろうし、そこを改善しないと、(1)の提言②の方の、いわゆる事情の変化、つまり、事情が変わりましたというところのはっきりできないと思います。だから、これは、ここの提言の問題というよりは、(1)の提言①の最後に書いてある在留特別許可の一層の明確化ということで、全ての在留特別許可について網羅するような形で、考慮要素や基準を示していくことが必要なのではないかと私は思っております。

安富部会長　それでは、次に、第4、1の「(3) 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設」というところでございますが、いかがでしょうか。

宮崎委員　やはり罰則規定については、弁護士としては賛成をどうしてもしかねるところになります。幾つかのパターンの罰則が出てきていて、旅券取得命令の形のものや出国命令の形のものがあるので、厳密に細かく分析をしていかなければいけないかもしれませんが、基本的に罰則をもって処理をすべきではないという立場です。

一つは、かなりの部分で入管の方で把握がしきれないだろうと思われる、裁判を受けたり裁判をしたりするというような状況になったときに、その状況の中でも命令が出てしまって罰則を受けるということでは困りますし、場合によっては、弁護士として適切なアドバイスをすることになりますけれども、訴訟係属中であることが帰らない理由になったときに、幫助や教唆という形で併せて処罰される可能性があるのではないかと考えています。

議論をされるに当たって、今、旅券が取得できないという状況になっている国と

いうのは、結果としては、特定技能でも示されたように、1か国残っていると聞いているところ、その1か国を対象に、そのところの罰則まで作る必要性はないのではないかということ意見を述べさせていただきます。

寺 脇 委 員 官崎先生にお尋ねしたいのですが、私も弁護士をしておりますので、様々なアドバイスをクライアントにすることはあるのですが、それが教唆、幫助になるおそれがあると考えておられる具体的な行為というのは、何をイメージしておられるのだろうかというところ。正当な助言であれば、恐らく立件されるはずはないし、犯罪行為になるのであれば、それは誰がやろうか立件されるであろうと思うので、その御懸念が少しイメージとして湧かないのですが、いかがでしょうか。

宮 崎 委 員 例えば、裁判で任意の交渉をするに当たって、退去命令が出て、期間が過ぎそうだというときに、裁判等何らかの形で、あなたがここにいないと裁判等の手続が進められないという助言をすることで、帰らないことを示唆することになるので、幫助や教唆という形で取り扱われる可能性もありますし、萎縮的效果は非常に大きいのではないかと考えております。それで、入管サイドが退去強制命令を出すということについて言えば、入管手続上、帰らなければならないということは明らかかもしれませんが、例えば、子供に会いたい、又は給料を払ってもらっていないので対応しなければいけない、あるいは離婚等といった何らかの話があるときに、それら全ての事象について入管庁が把握して退去命令を出すわけではないでしょうから、そういったときに退去強制命令に従わないことについて、処罰されるおそれが出てこないかということに危惧していて、その他にも様々な類型としてあり得るのではないかと考えております。

寺 脇 委 員 おっしゃる御趣旨は分かりましたが、今までそのような形で立件された例はないし、また、この提言の枠内にも書かれていると思うのですが、命令発出の判断において、様々な事情を適切に考慮することも書き込まれているということでもありますから、そういう意味では御懸念のところはないのではないかと考えています。現実問題として、今までそのような形で立件されたということもありませんし、もしそのようなことがあるとすれば、これは大騒ぎになるのだと思いますが、そういう意味では杞憂かなという気はいたします。

野 口 委 員 まず、冒頭の総括でもお話をさせていただいたのですが、この部分は超少数意見の執行罰についての記述を残していただいたことに心から御礼を申し上げます。行政法の学会的には、これを見ていただいたときに、こういう議論もあったのかと読んでいただけたと思うので、本当に感謝をしています。（注）まで打っていただいて、ありがとうございました。

その上で、私はこの罰則の創設というのは、先生方のマジョリティーの意見としても、それから、今回の提言としても、一つの目玉だと位置付けられているの

だろうと認識をしています。だから、入管庁としてはおやりになりたいのだろうという強いメッセージを今回の提言から感じておりますけれども、それに際して、異論や反論ということではなく、もしそうであるならば、入管法の制度を変えないといけないと思いますが、もしおやりになるつもりなら、絶対失敗しないでいただきたいと思っています。大きな手術をして、これでこけると結構痛いと思うので、是非、罰則をどのくらいの重みにするのかということやどういう命令制度にするのかということと関わってくると思いますが、必ずや実効性のある制度として、制度が、状況が改善されるような形で運用できるようなものにしていただきたいというお願いです。

高橋委員　ここは鋭く意見が対立するところだと思います。その点で、宮崎先生から出されている意見の中に、「正当な理由なく」などの抽象的な構成要件とするとあります。これは、要は曖昧であって使えないという趣旨かと思うのですが、例えば現行法ですと、特別放免だとか仮滞在の違反についても、正当な理由がないということが書き込まれているように思うのですが、これまでの運用、あるいは実務に携わられた御経験などから、こういう規定振りだとまずいのではないかという実例などありましたら、御紹介いただくと参考になるだろうと思うのですが、その辺り、もし御意見などあれば、教えていただきたいと思った次第です。

宮崎委員　御質問を受けた特別放免については、そもそも特別放免がされたことがないので、それで活用されたことがないということになります。

入管の手續について言うと、そういう意味では、仮放免も全てそうですが、どちらかという行政裁量の中で動いているので、最終的に正当な理由があるかどうかの判断ということになってきますけれども、シビアにぶつかってきているところと言えば、難民認定の複数回申請のようなところが、どんな整理がなされているか分かりませんが、申請者は難民であると言い、国側はそうでないということになると、正当な理由はどこかというところは極めて対立したまま進むだろうと。そこがきれいに整理されない段階で、今のよう条件をつけたときには、結局、事実上、裁量が入ってきてしまって、正当かどうかの判断が非常に難しくなるのではないかと考えております。

寺脇委員　今の宮崎先生の御発言を伺っていましたが、頂いている意見書に書かれている、削除すべきであるというまでのお考えはお持ちではないと理解するのですが、仮にその意見を維持されるのだとすれば、私はやはり、取りまとめとしては記載しておくべきであって、削除すべきであるという御意見には賛成できないということだけは申し上げておかなければいけないだろうと思います。

安富部会長　27ページ「(4) 庇護を要する者を適切に保護しつつ、送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための運用上又は法整備上の措置」でございますが、いかがでしょうか。

宮崎委員　このところは難民の手續の問題で、私自身、今回の件をもって難民をかなり見させていただきまされたけれども、難民の専門部会等でかなり議論をされてきたところであるということは間違いないですけれども、やはり難民の基準等の明確化がきちんと図られていないことによって、議論が収束するような形になっていないというのが非常に残念であると思っております。

特に、国によっては、日本では難民認定率ゼロ、外国では難民認定率50%みたいな形で、個別的に判断をしているからいいという説明はされるのですがけれども、なぜそんなに難民認定率が異なるかということについて、適切に説明されていないし、今のシステムで妥当なのかというところはどうしても疑問が残ってしまうところがあります。ですので、本専門部会で難民認定制度について細かい議論に入っていくというのは難しいですけれども、やはりきちんとここは検証がされるべきだと思っております。

あとは、各委員が御発言された後で、できればUNHCRの方からも、ここはすごく関わるでしょうから、意見を言っていたいただければと思います。

川村委員　今回、意見書を出させていただきまして、(4)のところ一文加えてほしいという提言をいたしました。

迅速な手續というところで、これまでの部会の中でも少し申し上げたかもしれませんが、難民認定申請手續の最中の、例えば、牛久からの護送の手配や大村への参与員の出張、あるいは通訳の先生が確保できない、書類を用意するのに非常に時間がかかるといった、事務処理上の問題が、迅速な手續を妨げている要因もあったかと思えますし、昨今、デジタル化、印鑑をどうするかという話も出ておりますので、適正化、迅速化のところにもそうした行政事務の見直しも含めて考えていただけると、更に良い手續になるかと思ひ、少し付け加えさせていただきたいということ意見をさせていただいております。

高宅委員　難民認定手續の是非の問題と、それから難民認定制度の濫用者の問題、これは別の問題として、難民認定手續について改善すべき点があるかどうか、それは難民専門部会の検討の結果をどう実現していくかということも含めて、いろいろ問題があると思うのですが、難民認定申請が誰でもできるということから、やはり濫用があることも事実だと思います。その濫用をそのまま放置していることが退去強制制度に支障を及ぼしているのであれば、やはりそこは直さなければならない。要するに、難民認定制度そのものを直すという問題が一つ、これは我々の範囲ではないので、別の問題です。それとは別に、やはり濫用がある以上は、その濫用は防がなければならない。

ただ、濫用をどうやって区別するかですけれども、一つ言えることは、一旦難民認定申請で認められなかったということは、それは申請しただけであって難民ではないということが確定したわけですので、その人が、ほとんど事情も変わらずに、若干の事情の変更はあるとしても、一月もたたないうちに申請する、これ

はやはり防がなければならない。そうでないと、やはり濫用というものは防げないだろうと思います。もちろん、その間に特別なこと、例えば本国において大規模な政変が起きたとか、そういうときは別ですけれども、そうでない限りは、極めて短期間のうちに申請を繰り返すというのは、明らかに濫用の可能性が極めて高いものだと考えて、そういう場合には、やはり、かなり迅速な手続を採っても支障はないのではないか、あるいは迅速な手続を採るべきではないかと考えております。

川 村 委 員 宮崎先生の御提出なさった意見書の（４）①の提言についてですが、①の、「後記③の庇護を要する者を適切に保護しつつ、難民条約第 3 3 条」の後に、「拷問等禁止条約 3 条等」という一文を入れるようにという御提言ですが、それを支持したいと思います。

宮 崎 委 員 高宅先生のおっしゃるような、濫用者を区別して早く帰しましょうという議論については、基本的に難民認定制度が悪用されるべきではないというスタンスは私自身も思うところであります。他方で、一回判断をされているから濫用者であるかということと言うと、難民認定率の低さや中身がきちんと判断されているかというところがあり、議論になってしまうところなので、単純に今の段階で、結論が一旦出たから、その人が難民ではありませんとは考えられないのではないかと考えております。

今回修正していただいた中で、ノン・ルフールマン原則のことについて取り上げていただいて、これを遵守するという形で入れていただいている、私はこれは重要だと思っておりますけれども、先ほど加えさせていただいた拷問等禁止条約、その他、今の入管法の条文にはないですけれども、自由権規約等でもノン・ルフールマン原則というのは出てくるような話だとは思いますが、きちんとノン・ルフールマン原則を遵守すること、あるいは、ここでは議論できませんでしたが、難民の点については継続してどこかで議論をしていただくことが必要であると。更に、再度の申請についてかなり制限をされるのであれば、単純に入管庁だけで適正性の判断をするのではなくて、第三者を入れた形で判断をしていただくことが必要であると思っております。

高 宅 委 員 先ほどの拷問等禁止条約の話ですが、拷問等禁止条約に反するような送還があってはならないということは事実ですが、それはここの難民のところで書くべきことではなくて、むしろ退去を命ずる手続において、入管法 5 3 条 3 項で送還できない国であるかどうか、その送還先を判断する手続をきちんと行うということが必要なのです、ここの難民のところで書き込むのは、やはり難民条約のノン・ルフールマン原則だけではないかと考えております。構造だけの問題ですが。

川 村 委 員 高宅先生のお考えはおっしゃるとおりですけれども、ここにわざわざ庇護を要する者を適切に保護しつつと、こういうふうにしていただいたのは、国際的保護

を必要とする者ということ、前の難民専門部会でも御提言を頂いたように、難民条約以外に拷問等禁止条約が関わってまいるからです。現行の難民認定申請手続の中で、在留の許否判断も、一緒にやっているために、庇護を要する者を難民認定申請手続中にもきちんと目配せをしていただきたいという趣旨であろうかと思えます。

川内副代表 私も、高宅先生、宮崎先生、そして川村先生からお話があったように、守られるべき難民がきちんと守られるというところに尽きると思えます。それに関しまして、一つは、やはり今回、制度、法律を議論されている中で、同時にやはりこの運用をきちんとされていく、そこに私たちもお手伝いをできるのであれば、させていただきたいというところがございます。運用に関しては、以前、難民の専門部会のほか、いろいろな形で専門家の方々の意見を聴くという部分が法務省でもあったと思えます。そのような制度を、何らかの形の確保をしていくことというのが重要になるかと思えます。

また、もう一つなのですけれども、ノン・ルフールマン原則に関しては非常に重要なことになってくると思えます。こちらに関して、現在示唆されているように、複数回申請の場合でも、何らかの保障される措置、システムというものがあるというのは非常に重要なことだと思っておりますので、ノン・ルフールマン原則は、実際に守られる難民を守るための非常に重要な制度であると思っております。こちらに関しては以前、議員のためのハンドブックという形で資料も提出させていただいておりますので、また御覧いただけると有り難いと思えます。

大橋委員 私はこの報告書案に賛成なのですが、前から気になっているのは、難民認定の仕方が適切かどうかという問題と、難民認定率が低いか高いかというのは、基本的に違いうだろうと思うのです。きちんとやれば低くなる可能性があるわけですし、大ざっぱにやれば高くなる可能性があると思うのです。日本が不適切な認定をしているという証拠を出すのであれば、今日配布された難民研究フォーラムの資料の事例集の中に、日本から送還された人が拷問を受けた事例や殺害された事例というのがあればよく分かるのですけれども、この難民研究フォーラムは日本人がやっているのですが、日本の事例が出ていないのはなぜかというのが不思議ではない。だから、本来は、難民認定率が低いか高いかというのと適切に認定しているか否かというのは別枠に考えて、議論しなければならないことだろうと思えます。

宮崎委員 多分この事例集自体はもう一個の報告書と一体になっていたもので、イギリスを前提に書かれているということがあるのだらうと思えます。日本の難民認定率についてどうかという資料までは出てはいないとは思っております。ただ、先ほど言われたように、精査をすれば難民認定者の数が減るという考え方は余り採れないのではないかと考えていて、どういう人が迫害を受けているかというところかもしれません。

例えば、古い時期のもの印象ですけれども、逮捕状が出て、本当に具体的な危険性があるという人しか難民でないというふうを考えるのか、一般的にかなり広い範囲で、政府が放置していることも難民であるという基準を立てるかによって、かなり認定率は異なってくる可能性がありますので、その辺りによって差が出てきている可能性はあると思っておりますし、全体的に判断をされるべきものだと思います。

安 富 部 会 長 難民の認定の問題については、当部会で直接議論するということでもないかと思えます。御指摘の点は（４）の③のところにも、難民認定制度に関する専門部会における提言を実施するというところで取りまとめてございますので、今日の時点では、この議論はこの程度で収めさせていただきたいと思えます。

それでは、最後、「（５）その他送還を促進し、又は送還が困難な者に適切に対処するための措置」というところについて、御意見ございましたらお願いをしたいと思います。

宮崎委員からは、新型コロナウイルス対策の関係の御意見を追加的に頂いております。

宮 崎 委 員 私自身は、入管行政というか国境管理のことについて、今回の新型コロナウイルスの関係で２年、３年の間はすごく変わると考えています。外国からも日本からも移動が自由であることを前提にしていましたけれども、今、日本から出ていく人すら受け入れない国が多いという状況になってきている中で、現状送還が滞っている人たちについてどう考えるかというところについては、早く何らかの形で処理してあげないと気の毒な状況になっていると考えているので、この報告書でどこまで触れるかは別として、一定のところを加えていただきたいと思います。

川 村 委 員 宮崎先生が追加された④、近時の新型コロナウイルスのところですけども、昨今、航空業界が元に戻ってくるのは４年後だというような報道もあって、人の移動がこれまで我々が考えてきたのと違ったような形になり、また元に戻るかどうか分からないような状況であろうかと思えます。だから、この数年は宮崎先生がおっしゃったような、自由に帰れない人たちの対応ということが重要です。それから、その先の入管行政を考えますと、この「外交的な取組を一層進めること」という文言だけでいいのか、送還促進という部分を包括的に見直すということが発生するのではないかとも思われ、その辺のニュアンスを入れ込むかどうかについての意見を出すことを逡巡したのですが、そうした背景事情が変わっているということも、提言を取りまとめるときに少し念頭に置いていただくと幸いです。

安 富 部 会 長 それでは、また改めて御意見があれば承りたいと思っておりますけれども、各論点についての提言等のうち、送還を促進するための措置の在り方について、御

提出いただきました書面、あるいは今日ここで述べていただきました御意見等を改めて検討させていただきたいと考えております。

それでは、収容については次回にさせていただきたいと思いますので、本日のところは報告書の御議論を頂くのは以上とさせていただければと思います。

宮崎委員 報道を聞いていると、入国者の数が99%ぐらい減ったみたいな形になっているのですが、名古屋だとセントレアから9月ぐらいまで国際線が無くなっているという形で、実際問題、退去強制の業務は現状でどうなっているのか、今後どうなりそうな見込みなのかというのは、何か入管庁側から御説明いただけるのかということと、収容の部分については、仮放免がされるようになってきて、収容されている人の数がかかなり減ってきているようで、全く仮放免がされないという状況から大きく変更されているようなので、こういった状況の変化を説明していただけるなら説明していただいた上で、それが全体的に取り込まれるのかどうかは別として、現状を把握させていただければと思います。

岡本警備課長 二点御指摘があったのですが、一点目の退去強制、送還が今どうなっているかということで、直ちにお示しできる数字は手元に持ち合わせていないのでございますが、御承知のとおり航空便がかかなり止まっておりますので、通常よりは減っている状態であることは間違いございません。数値的なことは取りまとめられるかどうか、分からないのですが、そういう状況にあることは間違いございません。それから、二点目の仮放免でございますが、こちらにつきましては、通常年間統計でお示ししております、細切れの期間の数字というのは通常、持ち合わせていないのですが、取り急ぎ4月分だけで言いますと、500件余りという数字でございます。次回までに、どういう形ではっきりした数字としてお示しするかということを検討させていただきたいと思います。

安富部会長 では、入管庁の方で少し詳細に御報告を頂くように、次回まで準備いただければと思います。

それでは、本日の御議論は以上とさせていただきまして、今後の開催についてでございますが、次回は本日に続きまして、報告書案を基に取りまとめのための議論を進めてまいりたいと思います。報告書案の34ページの収容の在り方以降を、次回にさせていただきたいと思います。

本日はこれで、収容と送還に関する専門部会、第8回会合を終了させていただくことといたします。ありがとうございました。

(了)